

必ずご確認ください（各種注意事項について）**【令和4年3月31日までに納品及び支払を終えることが必要です】**

令和3年度の本事業においては、令和4年3月31日までに、申請する経費について納品及び支払を完了している必要があります。そのため、**令和4年3月31日までに納品及び支払が完了しない経費については、令和3年度の本事業の補助対象外**となります。令和4年4月1日以降に納品及び支払が完了する経費については、令和4年度に申請してください（※1）。

令和4年3月31日までに、介護業務支援システム（ソフトウェアやクラウドサービス）の納品及び支払が完了しないがタブレット端末等の納品及び支払は完了する、というケースがございましたら、本案内の末尾にある問い合わせ先へ速やかにご連絡ください。（※2）

※1 令和4年度につきましては、今後、歳入歳出予算案が東京都議会で可決された場合、事業継続となります。なお、令和4年度の補助条件等（様式など）につきましては、令和3年度から変更となる可能性がございますので、ご了承ください。

※2 令和4年3月31日までに介護業務支援システムの納品及び支払が完了しないことにより、都の補助要件を満たさなくなった場合は、その他の申請機器についても補助対象外となります。

【変更交付申請について】

以下の場合には、実績報告の前に「変更交付申請」を行うことが必要ですので、**速やかに本案内の末尾に記載されている問い合わせ先へご一報の上、以下の期限までに「変更交付申請」**を行ってください。

また、「変更交付申請」が必要なケースかどうか判断が付かない場合も、本案内の末尾に記載の問い合わせ先へ速やかにご相談ください。相談後に変更交付申請が必要と判断された場合も、提出期限は以下の日にちから変更できませんので、日数に余裕を持ってご相談ください。

変更交付申請が必要なケース

- ・ **介護業務支援システム（ソフトウェアやクラウドサービス）を変更する場合**
- ・ **タブレット端末等について、同等品への変更や購入先の変更を行うことにより、交付決定額の引き上げが必要となる場合**（たとえば、購入先の変更によってタブレット端末の単価が上がり、実績報告額が交付決定額を上回ってしまうことが見込まれる場合）
- ・ その他

《変更交付申請の期限》

令和4年3月4日（金曜日）【必着】 ※左記以降の申請は一切受け付けません。

【変更交付申請が不要なケースについて】

タブレット端末等については、交付決定の内容及び条件に「適合する」と認められる範囲で、変更交付申請の手続きなく、導入数量の変更（数量減）や同等品への変更、購入先の変更を行い、実績報告を行うことも可能です。

変更後の内容が、交付決定の内容及び条件に「適合する」と認められる場合は、変更後の内容を反映した実績報告書を提出してください。（「適合する」例は、下記【具体例】を参照下さい。）

なお、変更後の内容を反映させた実績報告書を提出する場合、実績内訳書（様式第13号別紙13-2）に、変更理由等を記載してください。

以下の【具体例】に該当するかどうか判断がつかない場合は、財団担当者にお問合せください。

「適合する」と認められないにもかかわらず、変更後の内容で実績報告した場合、補助対象外となります。

【具体例】

交付決定の内容及び条件に「適合する」と認められる変更の例

- ① 交付申請時のタブレット端末等が欠品、廃番となった場合の同等品への変更 ⇒○
- ② 交付申請時のタブレット端末等よりも廉価な同等品が見つかった場合の変更 ⇒○
- ③ 合理的な理由が認められるタブレット端末等の数量の変更（減少） ⇒○

交付決定の内容及び条件に「適合する」と認められない変更の例

- ① 交付申請時に計上されていなかった事項を、実績報告において新たに計上する場合 ⇒×
- ② その他合理的な理由が認められない変更 ⇒×

注意！ 変更が認められる場合でも、**交付決定額が補助額の上限**となります。

【実績報告書の提出に当たっての確認】

①令和3年度 デジタル機器導入促進支援事業補助金提出書類一覧

書類作成の際は、提出書類一覧の「提出に当たっての主な確認事項」を必ずご確認ください。

また、提出書類一覧の「必須確認事項」において、確認の上、チェックマークを入れてください。

②実績報告様式

様式を作成する際には「入力チェック」ボタンで記入漏れが無いか確認し、必ずエラー表示がなくなるまで繰り返して修正した上でご提出ください。

【事業実施期間後の導入効果の報告等について】

事業実施期間後も、都の求めに応じて、導入効果に関する調査等の依頼をさせていただく予定です。その際には、積極的にご協力ください。

また、交付決定を受けた法人については、厚生労働省指定様式により、導入の成果等を都に報告することが補助要件となっております。

提出時期等については、別途お知らせいたします。

【消費税及び地方消費税に係る仕入れ税額控除が確定した場合】

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の提出が必要です。仕入控除税額の確定により補助金の返還が生じることがございますので、ご留意ください。

なお、確定した仕入れ控除税額が0円で補助金の返還が発生しない場合であっても、報告書の提出が必要となります。

書類の様式及び提出期限等の詳細については、別途ご連絡させていただきます。

※実績報告時には提出不要です。

【問い合わせ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室
介護現場改革担当(補助金)

TEL：03-3344-8532